

議案第 1 号

社会教育委員の委嘱について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 2 年 4 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

社会教育委員の退任に伴い、社会教育法第 15 条第 2 項及び小城市社会教育委員条例第 2 条第 2 項に基づき提出する。

社会教育委員名簿

番号	氏名	性別	役職及び所属団体等	任期
1	眞子雅允	男	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
2	小柳容子	女	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
3	高岸巖	男	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
4	相浦充子	女	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
5	長崎兼治	男	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
6	山口昌子	女	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
7	大坪正徳	男	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
8	南里ひろ子	女	学識経験者	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
9	坂井禎	男	小城市校長会(小城中学校)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
10	砂後典之	男	小城市校長会(岩松小学校)	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
11	田中慎也	男	小城市PTA連絡協議会	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
12	釘本美文	男	小城市PTA連絡協議会	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日

〈参考〉

社会教育法

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

小城市社会教育委員条例

(定数及び構成)

第2条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。